

転出届 転出されるみなさまへ



転出（福山市外への異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

☑	項目	手続	必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では
<input type="checkbox"/>	住民票	<p>○住民異動届（転出届）が必要です。</p> <p>◆転出証明書をお渡しします。</p> <p>*マイナンバーカードをお持ちの場合は、転出証明書の交付はありません。</p> <p>◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。</p>	<p>□本人確認書類</p>	<p>市民課 928-1058 本庁1階</p>	<p>○住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。</p> <p>必要なもの</p> <p>□転出証明書またはマイナンバーカード</p>
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	<p>○印鑑登録証の返却が必要な場合があります。</p>	<p>□印鑑登録証（カードまたは手帳）</p>		<p>○印鑑登録が必要な人は印鑑を持参して手続してください。</p>
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	<p>○署名用電子証明書は自動で失効します。</p> <p>○マイナンバーカードを申請中の場合は、申し出てください。</p> <p>○不要な場合は、カードをお返しください。</p> <p>◆転出先でも返却できます。</p> <p>○署名用電子証明書を利用してオンラインで届け出ができます。</p>	<p>□マイナンバーカード</p>		<p>○カードを持参して手続をしてください。</p> <p>○署名用電子証明書が必要な人は、新たに申請してください。</p>
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制度	<p>○登録をしている人は、住所変更の届出が必要です。</p> <p>転入手続後に事前登録変更届出書を福山市へ提出してください。</p>	<p>□本人確認書類</p>		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	<p>○資格確認書などをお返しください。</p> <p>◆施設や病院などに入所・入院する場合にはお知らせください。（福山市から資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。）</p> <p>◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返しください。</p> <p>○学生の場合は、学生用の資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。</p>	<p>□国民健康保険資格確認書 など</p> <p>□本人確認書類</p> <p>□世帯主と届出に該当する人のマイナンバー</p> <p>□在学証明書</p>	<p>保険年金課 資格課担当 928-1055 本庁1階</p>	<p>○加入手続をしてください。</p>
<input type="checkbox"/>	国民年金	<p>○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。</p> <p>○口座振替・クレジット納付は継続されます。</p> <p>○第2号、第3号被保険者は、勤務先で手続してください。</p>		<p>保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階</p>	<p>○退職された場合は、相談してください。</p>
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度	<p>○県内の市町に転出する場合は、転出先の市町へ資格確認書などをお返しください。</p> <p>○県外の市区町村に転出する場合は、福山市へ資格確認書などをお返しください。</p> <p>◆「負担区分等証明書」をお渡しします。</p> <p>◆県外の施設等に入所する場合にはお知らせください。</p>	<p>□後期高齢者医療資格確認書 など</p>	<p>保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階</p>	<p>○住所変更などの手続をしてください。</p> <p>○県外転出の場合は、負担区分等証明書が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	介護保険	<p>○被保険者証などをお返しください。</p> <p>○要介護・要支援認定を受けている人には、「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。</p> <p>◆施設等に入所する場合はお知らせください。</p>	<p>□介護保険被保険者証</p>	<p>介護保険課 928-1180 本庁3階</p>	<p>○要介護認定を受けている人は、転入日から14日以内に認定申請の手続をしてください。</p> <p>○介護保険受給資格証明書が必要な場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	親子健康手帳（母子健康手帳）等	<p>○親子健康手帳（母子健康手帳）はそのままお持ちください。</p> <p>○福山市の「妊婦一般健康診査補助券」・「産婦健康診査補助券」・「乳児一般健康診査受診票」などは使用できなくなります。</p>		<p>ネウボラ推進課 928-1252 天満屋福山店 7階</p>	<p>○福山市のものを持参して差替の申請をしてください。</p>
<input type="checkbox"/>	児童手当	<p>○受給者の転出の場合は、消滅届を提出してください。</p> <p>○対象児童等（22歳の年度末までの子）の転出の場合も、手続が必要になります。</p>	<p>□本人確認書類 など</p>	<p>みらい世代育成課 928-1070 本庁7階</p>	<p>○転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求してください。</p>
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	<p>○住所変更手続が必要です。</p>	<p>□児童扶養手当証書</p> <p>□本人確認書類</p>		<p>○児童扶養手当証書を持参して住所変更手続をしてください。</p>

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続	必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では
<input type="checkbox"/>	子ども	医療費助成	○喪失の手続が必要です。(電子申請ができます。) ○受給者証をお返してください。	みらい世代育成課 928-1070 本庁7階	○助成の内容が変わる場合がありますので、転入先の市区町村で確認してください。
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等		○喪失の手続が必要です。 ○受給者証をお返してください。		
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病)		○中止手続が必要です。 (指定難病について広島市以外への県内転出は、 中止手続が不要です。)	保健予防課 928-1127 福山すこやか センター4階	
<input type="checkbox"/>	小児慢性 特定疾病		○受給者証をお返してください。	障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階	
<input type="checkbox"/>	重度心身 障がい者		○手続は必要ありません。		
<input type="checkbox"/>	自立支援 (育成・更生・ 精神通院)				
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者 保健福祉手帳	○手続は必要ありません。			○住所変更手続をしてください。
<input type="checkbox"/>	障がい福祉 サービス等	○受給者証をお返してください。	○各受給者証	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階	○障がい福祉サービス等 を受けたい人は、新たに 申請してください。
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○手続は必要ありません。		福祉総務課 928-1045 本庁3階	○住所変更手続をしてください。
<input type="checkbox"/>	幼稚園、認可外 保育施設、一時 預かり等の利用 ※一部対象外園あり	○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を受けている場合 ◆幼稚園 現在利用している幼稚園へ転出日を速やかにお知らせください。 ◆認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業 手続は不要です。		保育施設課 928-1140 本庁7階	○幼稚園・認可外保育施設 について、転出後も同じ 園に引き続き通う場合 は、転入日までに申請が 必要です。 ○その他の場合は、入園日 又は利用開始日までに申 請が必要で。
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育 学	◆状況により必要な手続がありますので教育委員会 学事課で確認してください。 ◆現在通学している学校で転校用在学証明書と教科書給 与証明書をもってください。		学事課 928-1169 本庁13階	○現在の学校で発行した 在学証明書・教科書給与 証明書を転入先(転校先) の学校へ持参してくだ さい。
<input type="checkbox"/>	上下水道	○水道・下水道(集落排水)の使用中止の手続が必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続ができます。 ただし、井戸水をお使いの方、集落排水処理施設をお 使いの方は、申請書が必要ですのでお尋ねください。		ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局	
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり異動届(廃止)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階	
<input type="checkbox"/>	飼い犬	○手続は必要ありません。		生活衛生課 928-1165 福山すこやか センター5階	○転入先の市町村へお問い 合わせください。
<input type="checkbox"/>	125cc以下の バイク	○ナンバープレートを返納してください。	○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○本人確認書類	税制課 928-1152 本庁2階	○登録手続をしてくだ さい。
<input type="checkbox"/>	各種市税	○固定資産を所有されている人で、国外へ転出される場合は、手続(「納税管理 人の申告/承認申請」)(要印鑑)が必要です。 ○市県民税、固定資産税は1月1日、軽自動車税種別割は4月1日の基準日で 1年分の税金を賦課しています。転出しても引き続きお支払いください。 ○市税は福山市の指定金融機関または収納代理金融機関の本店・支店、 ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等で納付できます。		資産税課 928-1022 本庁2階 納税課 928-1156 本庁2階	

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、資格確認書など)をお持ちください。